

「令和 7 年度健康・医療データサイエンス人材育成
プログラム活用事業委託業務」

公募要領

令和 7 年 2 月

沖縄県商工労働部ものづくり振興課

本公募は、国及び県の予算成立及び本事業に係る沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提としたものであり、予算成立及び交付決定後に効力を生じるものです。国会及び県議会において予算案が否決された場合、本事業の交付決定がなされなかった場合、または交付決定額に変更があった場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1. 委託業務名

令和7年度健康・医療データサイエンス人材育成プログラム活用事業委託業務

2. 業務概要・目的

本県において、健康・医療産業の振興を推進する中で、沖縄特有の医療・医療情報や生物資源等、有望なバイオ関連データを活用した高付加価値な産業を創出することが期待されている。また、県内の健康・医療、バイオ関連産業においても、バイオテクノロジーにAI/IT技術等の情報科学技術を活用する人材（バイオインフォマティシャン）が必要とされている。

本事業では、沖縄特有の生物資源等、有望なバイオデータの産業利用促進を図るため、バイオデータの解析・加工等が活用できる人材の育成プログラムを運営できる体制構築を行い、産業界が必要としている人材を持続的に輩出する仕組みを目指す。

3. 予算上限額（令和7年度）

19,628,000 円（消費税含む）

※この金額は、企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは一致しない場合がある。

4. 委託業務の期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

本事業は最長3年（令和7年度～令和9年度）の実施を予定しており、事業実施状況（目標に対する達成状況）の評価に基づき継続の可否について審査を行い、契約を継続する場合がある。

ただし、次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業であり、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。

また、令和8年度以降の実施についても同様に、県の予算成立が前提となるため、3年間の事業実施を保証するものではない。

5. 委託内容

別添「委託業務仕様書」のとおり

6. 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 沖縄県内に本店または主たる事務所を置く法人であること。または、県内に本店または主たる事務所を有する法人が1社以上参加している共同企業体でも応募可能とし、この場合の要件を以下のとおりとする。

- ア 共同企業体を代表する事業者（幹事法人）が応募申請すること。
- イ 共同企業体の構成員間において協定を締結すること。
- ウ 共同企業体の構成員はすべて法人であること。
- エ 共同企業体の全ての構成員が、応募資格（2）～（11）の要件を満たすこと。
- オ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。
- カ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
- キ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図ること。

(2) 事業を効率的に遂行するために必要とされる事業管理能力を有すること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。

（参考）地方自治法施行令 第167条の4 第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(4) 地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく沖縄県の指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

(6) 国税及び県税の滞納がないこと。

(7) 本要領及び委託業務仕様書に記載された趣旨を全て了解する者であること。

(8) 提案者及びその一部が次のア～オのいずれにも該当しない者であること。

ア. 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

イ. 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

ウ. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与

している。

エ．役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

オ．役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

(9) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。

(10) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。

(11) 労働関係法令を遵守していること。

7. 応募方法等

(1) 応募書類の提出

本公募要領に従って提案書 8 部（正 1 部、副 7 部）を作成し、以下の提出期限までに郵送または持参にて提出すること。なお、郵送の場合は、簡易書留等到着が確認できる方法によること。また、FAX 又は電子メールによる提出は受け付けない。

ア 提出期限 令和 7 年 3 月 10 日（月）15:00 必着

イ 送付先 沖縄県商工労働部ものづくり振興課 バイオ産業班 上間（ウエマ）

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 8 階

(2) 応募に係る質問

本募集要項及び企画提案仕様書等に関して質問がある場合には、質問書【様式 9】を電子メール又は FAX によって提出すること。送付後は速やかに担当まで電話連絡し、受信の確認を行うこと。

ア 提出期限 令和 7 年 3 月 4 日（火）15:00（厳守）

イ 提出先 沖縄県商工労働部ものづくり振興課 バイオ産業班 上間（ウエマ）

E-mail: aa055301@pref.okinawa.lg.jp

※問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「【質問】健康・医療データサイエンス人材育成プログラム活用事業委託業務」とすること。他の件名（題名）では問い合わせに対して、回答できない場合もあり得る。また、質問事項に関しては、それに対する回答と併せて 3 月 6 日（木）を目処に沖縄県（ものづくり振興課）ホームページに掲載することとする。

8. 提出書類及び必要部数等

(1) 提案にあたって

提案書は別添の様式に沿って作成すること。

(2) 当事業の応募書類

以下の書類を一式として提出すること。

① 申請書・・・・・・・・・・（様式 1）

② 企画提案書・・・・・・・・・・（様式 2）

③ 実施計画・スケジュール・（様式 3）

（令和 7～9 年度につき、年度毎に作成。）

④ 積算書・・・・・・・・・・（様式 4）

（令和 7～9 年度毎に作成。予算総額は、令和 7 年度と同額とすること）

- ⑤ 事業の実施体制・・・・・・（様式 5）
- ⑥ 法人概要書・・・・・・（様式 7）
- ⑦ 誓約書・・・・・・（様式 8）
- ⑧ 定款又は寄附行為
- ⑨ 直近 2 事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類
- ⑩ 直近 2 年間の法人事業税及び法人県民税等について滞納がないことを証明する書類。
- ⑪ 労働保険に加入していることが確認できる書類（加入義務がない場合を除く）
- ⑫ 健康保険及び厚生年金保険に加入していることが確認できる書類（加入義務がない場合を除く）
- ⑬ 共同企業体の場合は、協定書を添付。
 ※共同企業体の場合は、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫について、共同企業体の構成員ごとに提出すること
 ※社会保険に加入義務が無い場合、様式 8「誓約書」に様式 8 別添の申出書を添えること。
 ※⑪～⑬は正 1 部のみ提出でよい。
 ※提出された応募書類は、当事業の採択に関する審査以外の目的には使用しない
 ※応募書類は返却しない

9. 委託事業者の選定

（1）審査方法

第一次審査としての応募資格等を満たしているかの書面審査を行った上で、応募資格を満たした提案のみを対象に、沖縄県商工労働部内に設置する企画提案審査委員会において審査（二次審査）を行い選定する。

なお、当委員会は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられない。

（2）審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な審査を行う。

- ① 6. の応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が、事業の目的や内容に合致しているか。
- ③ 事業の実施方法・内容が優れており、実施スケジュール等が現実的か。
- ④ 事業の実施方法について、効果的に実施するための工夫が見られるか。
- ⑤ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑥ 本事業を円滑に遂行するための企画内容を実施していくための組織体制、実績、財務基盤など必要な業務遂行能力が備わっているか。
- ⑦ 企画内容、業務内容を遂行するにあたり、妥当な積算となっているか。

（3）第二次審査日程について（プレゼンテーション審査）

- ① 日時：令和 7 年 3 月 26 日（水）13 時 30 分～（予定）
- ② 場所：沖縄県南部合同庁舎 7 階会議室
- ③ 方法：対面によるプレゼンテーション
- ④ 提出資料に基づき説明すること。

(4) 結果の通知

各審査結果は県より個別に電子メールで通知し、追って書面にて通知する。なお、最終審査結果は令和7年4月以降に通知する。

10. スケジュール（予定）

スケジュールは、以下のとおり予定しているが、変更することもあり得る。

令和7年	3月4日（火）	応募に係る質問×切
令和7年	3月6日（木）	応募に係る回答（県ホームページにて掲載）
令和7年	3月10日（月）	応募書類提出×切(必着)
令和7年	3月17日（月）	一次審査結果通知
令和7年	3月26日（水）13:30～	二次審査（プレゼンテーション審査）
令和7年	4月1日（火）以降	採択結果通知・契約・事業開始

11. 経費上の区分

(1) 経費の区分

本事業の対象となる経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりとする。

○委託に係る経費

経費項目	内容
I. 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
II. 事業費 ^{※1}	
旅費	事業を行うために必要な出張に係る旅費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって、沖縄県財務規則で定める備品に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費 ^{※2}
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助員人件費	事業の直接従事する補助職員（アルバイト等）に係る経費
謝金	事業を行うために必要な謝金（委員謝金等）
使用料及び賃借料	事業を行うために必要な会場使用料、機材器具等のレンタルに要する経費
その他経費	事業を行うために必要な経費のうち、当事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例）通信運搬費（郵便料、運送代、通信等）
III. 再委託費 ^{※1}	県との取り決めにおいて、事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、その一部を委託するのに必要な経費（円未満切捨て）。再委託の条件等については、「（注意）再委託に関する制限について ^{※3} 」を参照のこと ※再委託費は、他の事業者へ委任又は準委任して行わせるために必要な経費

	に加え、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。 （請負契約の例）ソフトウェア開発、パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送等） など
IV. 一般管理費	事業を行うために必要な経費の中で、エビデンスによる照合が困難な経費（当該事業とその他の事業との切り分けが困難なもの）について、契約締結時において一定割合支払を認められる間接経費。 Ⅰ、Ⅱの総額に一般管理費率（10%以内）を乗じた額（円未満切り捨て）。
V. 消費税	Ⅰ～Ⅳの総額に消費税率（10%）を乗じた額。（円未満切り捨て）

※1 Ⅱ及びⅢについて、消費税相当額を除いた額を計上すること。

※2 消耗品費について、委託先の会計処理の規定等に拘らず1年以上継続して使用できるもの（パソコン等）については、購入できない。

※3（注意）再委託に関する制限について

①（一括再委託の禁止等）

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・契約金額の50%を超える業務
- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ・契約の相手方を指名又は選定した理由と不可分の関係にある業務

②（再委託の相手方の制限）

本契約の企画提案公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

③（再委託の範囲）

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○業務内容のうち、「企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務」以外の業務と認められるもの。

○アンケート業務、高度な解析業務、その他再委託が必要と認められる業務

○資料の収集・整理・複写・印刷・製本等の「その他、簡易な業務」

④（再委託の承認）

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、③に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

(2) 直接経費に計上できないもの

- ① 建物等施設に関する経費
- ② 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、事務機器等）
- ③ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ④ その他事業に関係のない経費

12. 契約

- (1) 選定された申請者と委託業務の内容及び額を協議した上で、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき随意契約を締結した後、事業開始となる。
- (2) 受託者から提出される報告書を基に、受託者が業務の実施に要した経費等から支払うべき額を確定する「精算」の方法をとる。なお、人件費の時間単価については、経済産業省が提供している委託事業事務処理マニュアル（経済産業省大臣官房会計課）の計算方法により算出するものとする。
- (3) 委託契約締結までに、県との協議を経て、事業内容や事業規模等に変更が生じる可能性があり、条件が合致しない場合には、契約の締結ができない場合がある。
- (4) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(※) 契約保証金について（抜粋）

- 第 101 条 地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。
- 2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。
- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

13. その他留意事項

- (1) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 委託契約締結日より前に発生した経費（発注を含む。）は、委託対象外とする。
- (3) 提案書類の作成、プレゼンテーション及びヒアリングへの出席に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (4) 選定にあたっては、提案内容を総合的に審査し決定する。このため、業務の実施にあたっては、県と協議して進めていくものとし、提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。

- (5) 共同企業体で採択された場合は、契約前に企業等の間で、共同実施に係る協定等を契約までに締結すること。
- (6) 受託事業者は、沖縄県知事が委託事業の進捗状況の報告を求めた場合、速やかに報告しなければならない。

14. 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1－2－2 沖縄県庁 8 階

沖縄県商工労働部ものづくり振興課 バイオ産業班 担当：上間（ウエマ）

電話番号：098-866-2337 FAX 番号：098-866-2447

電子メールアドレス aa055301@pref.okinawa.lg.jp